

## 特異な日本の消費者金融システム

2002年の個人の自己破産申立件数は21万4,634件であり、この10年間で5倍に増加している。この背景には、特定調停法の成立、個人の民事再生法の施行など法的救済制度が整備されてきたために、多重債務者による制度の利用が進んだという面もあるが、何よりも、多重債務者が増加し続けているという重い現実がある。

現在、多重債務者は、少なくとも150～200万人は存在するといわれており、その家族も含めれば500万人以上の方が多重債務問題の渦中にあるといえる。また、01年に経済・生活苦を理由にした自殺者は過去最多の6,845人に上っており、先進諸国のなかでは異常に多いといわれる。

アメリカでは、年間約150万人が自己破産するが、アメリカの自己破産者の債務額の平均は約200万円に対し、日本は約500万円である。日本の場合は、借金返済のために借金を繰り返すうちに借金総額が膨らみ、拳げ句の果ては苛酷な取立てを苦しみに自殺に追い込まれるようなケースが少なくないと思われる。アメリカの方が自己破産という法的救済手段を使いやすい環境があるといえる。

また、ドイツやフランスでは、わが国のような消費者金融会社は存在せず、消費金融の中心は銀行によって担われており、日本のような深刻な多重債務者問題は存在していない。しかも、ドイツでは貸出金利が銀行の通常貸出金利の2倍を超えると暴利であり無効であるとの判決が出ており、フランスにおいても、貸出金利が市場平均金利の3分の4倍を超えた場合は違法となり、2年間の禁固または罰金が科せられる。

ドイツやフランスのように銀行が消費者に低利融資を行っている国でも、リストラによる失業や収入の減少によって債務の返済が困難になる場合はある。しかし、その場合でも、ドイツであれば消費者センターや債務者相談所、フランスでは過剰債務委員会など行政の相談機関が各地に設置されており、債務者からの相談に応じ、債権者との交渉、債務の減免、支払い猶予などの救済措置に取り組んでいる。

一方、日本では、登録貸金業者数は約3万、全国信用情報センター連合会会員となっている消費者金融会社は約5,000社、モグリの金融会社が約2,000社あるといわれる。貸出金利については出資法の上限金利が現行年29.2%であり、ドイツ、フランスはもとよりアメリカと比較しても高い水準である。いわゆる闇金融にいたっては、10日で1割は低い方で、10日で5割の利子を取っているところも少なくない。日本は、金融業者が、返済困難に陥った者に、さらに金を貸して、ぎりぎりまで搾り取る仕組みを、国が制度として認めているような側面がある。

消費者金融は、いわゆる資金フローの時間的ギャップを埋める“つなぎ資金”として活用するかぎりにおいてはそれほど問題とはならないであろうし、消費生活を円滑化する役割を果たしているといえる。しかし、いったん返済計画が狂い始めると、傷口がどんどん深くなる仕掛けが、日本の消費者金融制度のなかに温存されていることも事実であり、失業やリストラにあった人、高齢者、身障者など社会的弱者がねらわれることも多い。日本の消費者金融は目をみはる拡大を続けているが、他の先進国と比べると、健全性の面で制度的な問題を抱えている。ヤミ金融対策の法改正が今国会で成立したが、罰則強化にとどまらない、より根本的な対策が求められているように思われる。